

令和7年度 第1回 上越市水道水源保護審議会 次第

日時 令和7年5月8日（木）午後2時

会場 上越市ガス水道局 本局3階 災害対策室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 上越市水道水源保護審議会の概要について <資料1>
- 6 その他 <資料2>
- 7 閉 会

上越市水道水源保護審議会の概要について

1 審議会設置の目的及び経緯

平成 6 年 3 月に上越市水道水源保護条例（以下「条例」という。）が制定され、平成 7 年 1 月に水源保護に関する重要な事項について調査・審議するための上越市水道水源保護審議会を設置した。その後、平成 8 年 3 月まで計 4 回開催し、桑取川水系各取水ダム集水区域と正善寺ダム集水区域の水源保護地域指定に関する審議を行った。

平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、平成 18 年度から年 4 回の頻度で各区の水源保護地域指定の審議を行い、平成 22 年 3 月までに、当時、市内 16 か所あったすべての水源について、水源保護地域の指定を完了した。

平成 29 年 3 月に浦川原区の上猪子田浄水場及び真光寺浄水場の廃止に伴い、両浄水場の水源である水源保護地域の取扱いについて審議を行った結果、両地域の指定を解除することとした。

令和 2 年 1 月に三和区の多能浄水場の廃止に伴い、水源である水源保護地域の取扱いについて審議を行った結果、地域の指定を解除することとした。これにより、現在の水源保護地域は 13 か所となっている。

2 審議会の運営について

平成 22 年度以降、水源保護地域の指定や対象事業の事前協議に関する審議案件がなかったことから、不定期に開催していた。近年は、浄水場の統廃合等による水源保護地域の指定解除に関する審議のために開催することが多くなっている。今後も、審議案件・事前協議事項があった場合には、その都度審議会を開催する。

3 委員の任期及び委嘱数について

委員の任期は 2 年とし、現在は下表のとおり 9 人に委嘱を行っている。

委員構成（条例第14条第2項）	委員数
(1) 識見を有する者	1人
(2) 関係行政機関の職員	3人
(3) 公募に応じた市民	1人
(4) その他市長が必要と認める者	・ 主要水源保護地域から 4人 (桑取・正善寺・柿崎・名立)
計	9人

4 水源保護地域の指定・解除の経過

年月	経 過
平成元年 10 月	桑取川支流谷内川「谷内取水ダム」に隣接する形でゴルフ場計画が発表されるが、その後、市民団体による反対運動を受け、開発業者はゴルフ場計画を白紙撤回
平成 6 年 3 月	市議会や市民団体において水道水源を保護する条例化の機運が高まり、「上越市水道水源保護条例」を制定
平成 7 年 1 月	上越市水道水源保護審議会を設置
平成 8 年 3 月	水道水源保護審議会（計 4 回）での審議を経て、城山浄水場水源の桑取川水系各取水ダム集水区域と、上越地域水道用水供給企業団第 1 浄水場水源の正善寺ダム集水区域を水源保護地域に指定
平成 8 年 4 月	正善寺ダムの水源保護地域に隣接する形で産業廃棄物処理施設の計画が発表されるが、その後、上越市ほか関連町村及び市民の反対により、業者は産業廃棄物処理施設の計画を取り下げ
平成 16 年 9 月	9 月議会において、一般質問に対する市長答弁 ① 合併後に各区の水源についても水源保護地域の指定を行う ② 分水嶺の外の周縁部の指定も視野に入れ、水道事業者としてより安全な水質を確保するため、適切な対策をとっていく
平成 18 年 6 月	6 月議会において、一般質問に対する市長答弁 集水区域周縁部については、 ①地形、地理的条件や過去の経緯、さらには重要性、緊急性を考慮し、産廃処理場などとして開発されるおそれのある特定の地域を一つのまとまりで指定 ②集水区域の外側を一定の幅で帯状に指定
平成 18 年 8 月	水道水源保護審議会での審議を経て、合併後初の水源保護地域指定 1. 名立川水系取水ダムの集水区域（城山浄水場水源） 2. 正善寺ダムの集水区域周縁部の一部
平成 19 年 3 月	柿崎川ダムの集水区域を水源保護地域に指定
平成 19 年 3 月	水道水源保護審議会で、集水区域周縁部を指定する場合の一定の幅については 200m を基準とするべきとの意見の提起
平成 19 年 9 月	三和区多能池水源、牧区第 1, 2, 6, 7 水源の集水区域及び周縁部 200m を水源保護地域に指定 ※その後、各区の水道水源の集水区域及び周縁部 200m を水源保護地域に指定
平成 22 年 3 月	正善寺ダム周縁部、桑取川・名立川水系取水ダム周縁部、柿崎川ダム周縁部を水源保護地域に指定し、全市の水源保護地域の指定を完了
平成 29 年 11 月	浦川原区の上猪子田浄水場及び真光寺浄水場の廃止に伴い、両浄水場の水源である水源保護地域の指定を解除
令和 2 年 1 月	三和区の多能浄水場の廃止に伴い、水源である多能貯水池集水区域及び周縁部の水源保護地域の指定を解除

5 上越市水道水源保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、水道法第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水質を保全することが必要な区域をいう。
- (3) 対象事業 次に掲げる事業をいう。
ア ゴルフ場 イ 産業廃棄物処理業 ウ 土砂採取業 エ 砂利採取業
オ その他水質汚濁を招くおそれのある事業
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場であつて、水源保護地域に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのあるものとして第7条第3項の規定により認定されたものをいう。

（水源保護地域の指定等）

第6条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 管理者は、前項の規定により水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ上越市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。

4 前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

（事前の協議及び措置等）

第7条 1項～2項、4項 略

3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があつたときは、上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該協議に係る対象事業を行おうとする工場その他の事業場が規制対象事業場か否かの認定を行わなければならない。

（規制対象事業場の設置の禁止）

第8条 事業者は、前条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたときは、当該規制対象事業場を設置してはならない。

（審議会の設置）

第13条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、上越市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

『水源保護地域に指定』されると

水源保護地域内でゴルフ場、産業廃棄物処理業、土砂採取業、砂利採取業等を行おうとする場合、管理者との事前協議が必要である。また、審議会の意見を聴き、管理者が水源を汚濁する、または汚濁するおそれがあると認定（条例第7条第3項）した場合は、設置を禁止（条例第8条）する。

6 水源保護地域一覧

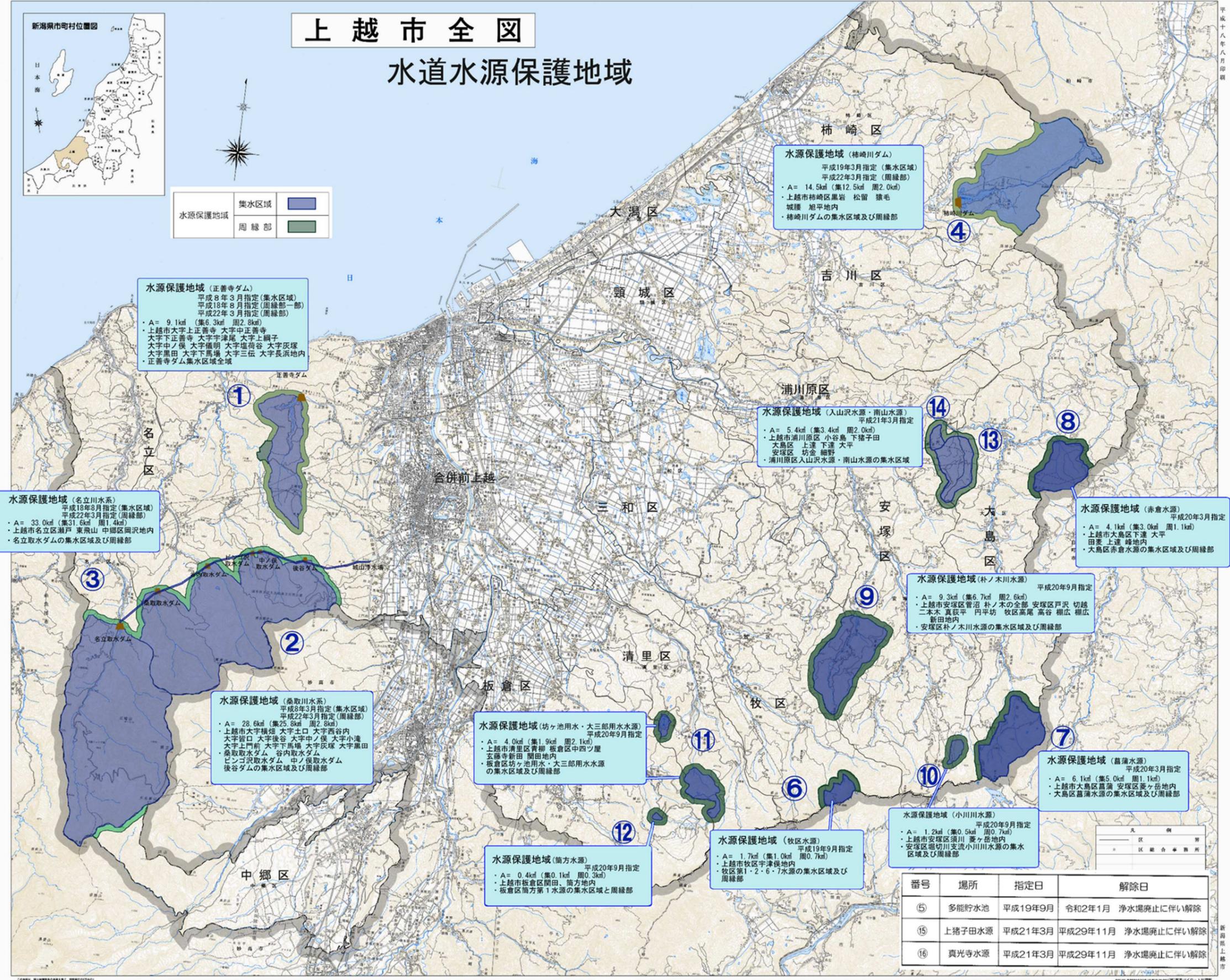
年度	集水区域 箇所数	指定	地域	面積 (km ²)		備考
				集水区域	周縁部	
H7	2 か所	H8. 3. 11	① 正善寺ダム集水区域	6. 3		
		H8. 3. 11	② 桑取川水系取水ダム集水区域	25. 8		
H18	2 か所	H18. 8. 10	③ 名立川水系取水ダム集水区域	31. 6		名立簡易水道水源を含む
		H18. 8. 10	① 正善寺ダム周縁部の一部（上綱子）		0. 3	
		H19. 3. 28	④ 柿崎川ダム集水区域	12. 5		
H19	3 か所	H19. 9. 27	⑥ 牧区 水源集水区域・周縁部	1. 0	0. 7	
		H20. 3. 27	⑦ 大島区 菖蒲水源集水区域・周縁部	5. 0	1. 1	
		H20. 3. 27	⑧ 大島区 赤倉水源集水区域・周縁部	3. 0	1. 1	
H20	6 か所	H20. 9. 25	⑨ 安塚区 朴ノ木川水源集水区域・周縁部	6. 7	2. 6	
		H20. 9. 25	⑩ 安塚区 小川川水源集水区域・周縁部	0. 5	0. 7	
		H20. 9. 25	⑪ 清里区 水源集水区域・周縁部	1. 9	2. 1	坊ヶ池用水及び大三郎用水水源
		H20. 9. 25	⑫ 板倉区 筒方水源集水区域・周縁部	0. 1	0. 3	
		H21. 3. 26	⑬ 浦川原区 入山沢水源集水区域・周縁部	3. 0	2. 0	水源が隣接し、周縁部が重なるため、周縁部面積は一括とした
		H21. 3. 26	⑭ 浦川原区 南山水源集水区域・周縁部	0. 4		
H21	0 か所	H22. 3. 25	① 正善寺ダム周縁部（追加分）		2. 5	水源が隣接し、周縁部が重なるため、周縁部面積は一括とした
		H22. 3. 25	② 桑取川・名立川水系取水ダム周縁部		4. 2	
		H22. 3. 25	④ 柿崎川ダム周縁部		2. 0	
計	13 か所			97. 8	19. 6	
				計 117. 4		

上越市全図

水道水源保護地域



水源保護地域	集水区域	
	周縁部	



水源保護地域 (正善寺ダム)
 平成8年3月指定(集水区域)
 平成18年8月指定(周縁部一部)
 平成22年3月指定(周縁部)
 ・A= 9.1km²(集6.3km² 周2.8km²)
 ・上越市大字上正善寺 大字中正善寺
 大字下正善寺 大字宇津屋 大字上綱子
 大字中ノ俣 大字権前 大字塩巻谷 大字灰塚
 大字黒田 大字下馬場 大字三伝 大字長浜地内
 ・正善寺ダム集水区域全域

水源保護地域 (名立川水系)
 平成18年8月指定(集水区域)
 平成22年3月指定(周縁部)
 ・A= 33.0km²(集31.6km² 周1.4km²)
 ・上越市名立区瀬戸 東栗山 中郷区岡沢地内
 ・名立取水ダムの集水区域及び周縁部

水源保護地域 (桑取川水系)
 平成8年3月指定(集水区域)
 平成22年3月指定(周縁部)
 ・A= 28.6km²(集25.9km² 周2.6km²)
 ・上越市大字横畑 大字土口 大字西谷内
 大字皆口 大字後谷 大字中ノ俣 大字小滝
 大字上門前 大字下馬場 大字灰塚 大字黒田
 ・桑取取水ダム 谷内取水ダム
 ・ピンゴ沢取水ダム 中ノ俣取水ダム
 ・後谷ダムの集水区域及び周縁部

水源保護地域 (坊ヶ池用水・大三郎用水水源)
 平成20年9月指定
 ・A= 4.0km²(集1.9km² 周2.1km²)
 ・上越市清里区青柳 板倉区中四ツ屋
 玄蔵寺新田 開田地内
 ・板倉区坊ヶ池用水・大三郎用水水源
 の集水区域及び周縁部

水源保護地域 (簡方水源)
 平成20年9月指定
 ・A= 0.4km²(集0.1km² 周0.3km²)
 ・上越市板倉区開田・簡方地内
 ・板倉区簡方第1水源の集水区域と周縁部

水源保護地域 (牧区水源)
 平成19年9月指定
 ・A= 1.7km²(集1.0km² 周0.7km²)
 ・上越市牧区宇津保地内
 ・牧区第1・2・6・7水源の集水区域及び周縁部

水源保護地域 (小川川水源)
 平成20年9月指定
 ・A= 1.2km²(集0.5km² 周0.7km²)
 ・上越市安塚区須川 妻ヶ岳地内
 ・安塚区須川支流小川川水源の集水区域及び周縁部

水源保護地域 (葛瀧水源)
 平成20年3月指定
 ・A= 6.1km²(集5.0km² 周1.1km²)
 ・上越市大島区葛瀧 安塚区妻ヶ岳地内
 ・大島区葛瀧水源の集水区域及び周縁部

水源保護地域 (朴ノ木川水源)
 平成20年9月指定
 ・A= 9.3km²(集6.7km² 周2.6km²)
 ・上越市安塚区菅沼 朴ノ木の全部 安塚区戸沢 切越
 二本木 真萩平 円平坊 牧区高尾 高谷 棚広 棚広
 新田地内
 ・安塚区朴ノ木川水源の集水区域及び周縁部

水源保護地域 (赤倉水源)
 平成20年3月指定
 ・A= 4.1km²(集3.0km² 周1.1km²)
 ・上越市大島区下達 大平
 田妻 上達 峰地内
 ・大島区赤倉水源の集水区域及び周縁部

水源保護地域 (入山沢水源・南山水源)
 平成21年3月指定
 ・A= 5.4km²(集3.4km² 周2.0km²)
 ・上越市浦川原区 小谷島 下猪子田
 大島区 上達 下達 大平
 安塚区 坊金 棚野
 ・浦川原区入山沢水源・南山水源の集水区域

水源保護地域 (柿崎川ダム)
 平成19年3月指定(集水区域)
 平成22年3月指定(周縁部)
 ・A= 14.5km²(集12.5km² 周2.0km²)
 ・上越市柿崎区黒岩 松留 猿毛
 城腰 旭平地内
 ・柿崎川ダムの集水区域及び周縁部

番号	場所	指定日	解除日
⑤	多能貯水池	平成19年9月	令和2年1月 浄水場廃止に伴い解除
⑮	上猪子田水源	平成21年3月	平成29年11月 浄水場廃止に伴い解除
⑯	真光寺水源	平成21年3月	平成29年11月 浄水場廃止に伴い解除

県営高田発電所の水圧管路の破断事故について（第1報）

現在、大規模改修事業中の県営高田発電所において、令和7年4月6日、後谷ダムから発電所に導水している途中の水管が破断し、水が流出しています。また破断箇所一帯で土砂崩れが発生しました。

1 現状

- ・後谷ダムから発電所に導水している途中の水管が破断
- ・破断箇所一帯で土砂崩れが発生
- ・大規模改修事業で設置したケーブルクレーン用の鉄塔2基（高さ約50m）が転倒
- ・発電所下流の向橋地区の取水堰が、流木で堰き止められ、周辺の一部田畑が浸水

2 対応状況

- ・水の流出を止めるため、上流の後谷ダムからの取水を停止対応中、本日中に完了予定
- ・取水堰を堰き止めている流木については、上越地域整備部により撤去作業を実施し、本日中に完了予定

3 経過

- ・4月5日 17時35分 大規模改修事業の事業者から、異常な水の流出があるとの報告有り（夜間のため翌日状況確認することとした）
- ・4月6日 08時00分 大量の土砂流出やケーブルクレーン用鉄塔2基が倒れていることを確認
引き続き、現場状況を確認中

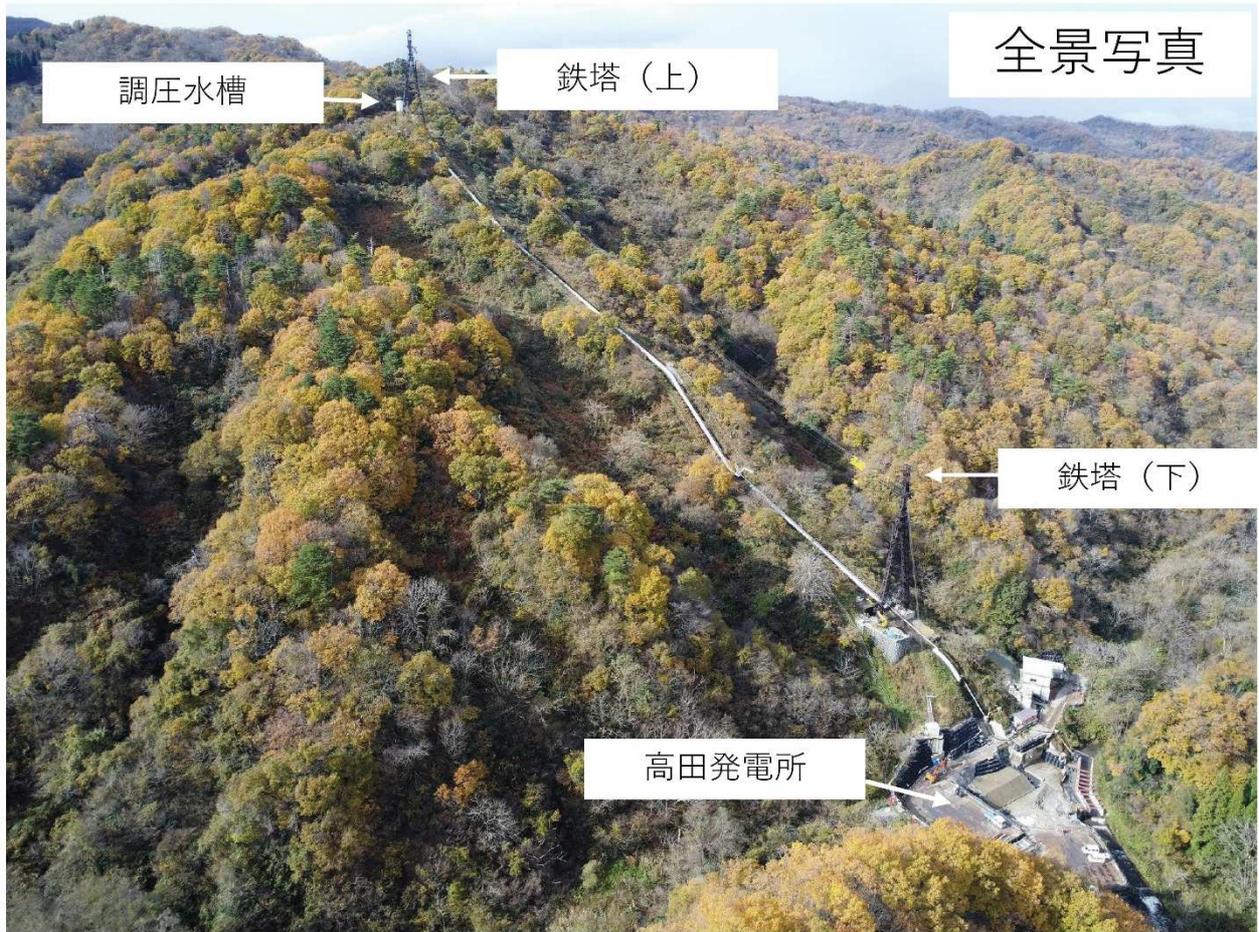
4 今後の対応

- ・被害状況の詳細については、調査報告を取りまとめ次第発表します。

本件についての問い合わせ先
企業局施設課 課長補佐 小川
(直通) 025-280-5880 (内線) 3741

県営高田発電所 水圧管路破断事故
位置図
上越市大字今泉城山 地内





被災前

令和6年11月28日



被災後 令和7年4月6日

